



Contents

特集 木曽岬町複合型施設基本構想まとまる

わたしたちのまちのNEWS	4
INFORMATION きそさき	5 ~ 10
生活のミニ情報	11 ~ 12
教育委員会だより	13 ~ 15
警察署コーナー	15

2 3

こんにちは管理栄養士です	16 ~ 17
税インフォメーション	17
保健衛生のコーナー	18
6月のお知らせ等	19
カレンダー	20





特集 木曾岬町複合型施設 基本構想まとまる

町では、町政、教育、文化、福祉、防災のそれぞれの機能と避難所を兼ね合わせた中心施設として町民に親しみやすく、ふれあいの場となる多目的機能を有する複合型施設の基本構想を作成しました。

基本構想の作成にあたり、平成23年10月に木曾岬町まちづくりプロジェクト審議会へ「木曾岬町複合型施設基本構想（案）」を諮問しました。

これを受け、木曾岬町まちづくりプロジェクト審議会では、弥富市十四山支所や三重郡川越町庁舎を視察し、議論を重ねて「木曾岬町複合型施設基本構想」をまとめていただき、次の意見を付して町長に答申していただきました。

（付帯意見）

木曾岬町の適正な公共施設の配置を検討され、木曾岬町複合型施設の建設に当たっては十分、住民の意見を聴取し、町のシンボルとなる施設とされることを望みます。

これを受けて、町では「木曾岬町複合型施設基本構想」を町民の皆さんへお知らせするとともに、今後の「木曾岬町複合型施設基本計画・基本設計」への参考とするため、町民の皆さんからのご意見を頂きたいと存じております。



「木曽岬町複合型施設基本構想」

抜粋

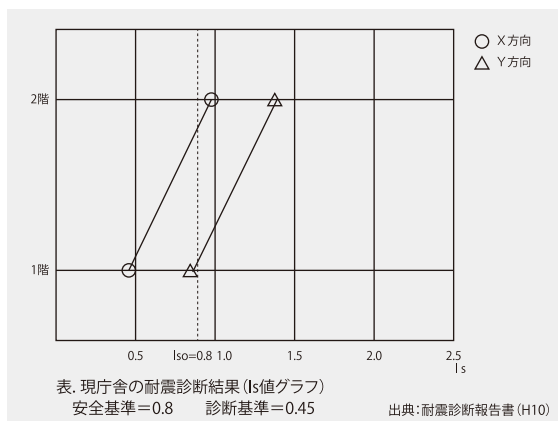
はじめに

木曽岬町内の各公共施設について、規模、年数、使用状況などの現況を踏まえ、今後必要とされる施設の建設やあり方について、総合的な検討を行うことが必要です。

現在の庁舎は、耐震性をはじめ、防災拠点としての機能不足など、施設の老朽化の問題を抱えます。

この点を踏まえ、役場機能を合わせた防災拠点としての機能、教育・文化・福祉施設、集会施設（避難所）などの機能を併設することを視野に入れた、複合的な施設構想が必要となる時を迎えています。

木曽岬町の公共施設と現庁舎について、それぞれの様々な問題・課題があるのか検証を行ない、その結果を施設づくりの方針に結びつけた基本構想を考えることとしています。



木曽岬町の公共施設の問題点

- ・ 町民のニーズに答えられていない、不足している公共施設
- ・ 町内の手狭な公共施設

現在の庁舎の問題点

- ・ 耐震性能の足りない庁舎
- ・ 時代に対応していない庁舎
- ・ 防災拠点として不十分な庁舎
- ・ 業務スペースが不十分な庁舎
- ・ 町民サービスが不十分な庁舎

複合型施設建設の基本コンセプト

- ① 木曽岬町の中心施設の核づくり
- ② 木曽岬町の防災拠点づくり
- ③ 快適な行政サービスづくり
- ④ 木曽岬町らしい愛着の湧く施設づくり
- ⑤ 既存施設の有効利用をはかる施設づくり
- ⑥ 木曽岬町民との協働施設づくり

複合型施設建設の基本方針

- ◎ シンボルとなる施設づくり
- ◎ 防災拠点の施設づくり
- ◎ わかりやすい施設づくり
- ◎ 町民サービス向上を目指す施設づくり
- ◎ 安心な施設づくり
- ◎ 町民が協働できる施設づくり
- ◎ 町民に親しまれる施設づくり
- ◎ 環境にやさしい施設づくり
- ◎ 既存施設を有効利用する無駄の少ない施設づくり
- ◎ 町民との交流による協働施設づくり

この項目で「木曽岬町複合型施設基本構想」がまとめられています。

● 木曽岬町複合型基本構想閲覧場所

「木曽岬町複合型施設基本構想」については、役場、福祉教育センター、北部公民館で閲覧ができます。また、木曽岬町役場ホームページ (kisosaki.jp) でもご覧いただけます。

● 「木曽岬町複合型施設基本構想」意見提出先

意見書の書式は問いません。

役場 総務企画課

☎ 68-6100

FAX 68-3792

メール soumu@town.kisosaki.mie.jp



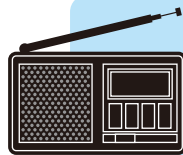
上方演芸会

が開催されました

4月20日(金)、木曽岬町体育館においてNHK津放送局、木曽岬町の共催によるラジオ「上方演芸会」の公開録音が行われました。

当日はあいにくの雨模様にも関わらず町内外から大勢の方が来場され、4組の上方芸人が漫才やおなじみのネタを披露すると会場は拍手と笑いで大いに盛り上がりしました。

なお、収録の様子はNHKラジオ第一の下記の日時に放送されます。



- 6月10日(日)
午後3時30分～午後3時55分
- 6月17日(日)
午後3時30分～午後3時55分

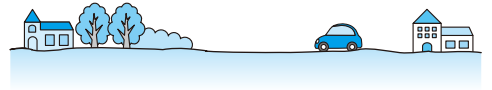




平成24年度
消防団規律訓練

INFORMATION

きそさき



平成24年度 木曽岬町消防団体制

木曽岬町消防団幹部の紹介

団 長	平野 守幸氏
副 団 長	黒宮 一郎氏
第1分団長	岡村 晃史氏
第2分団長	花井 俊樹氏
新 第3分団長	山崎 信氏
新 第4分団長	藤井 正司氏
新 第5分団長	山岡 秀共氏

平成24年度新入団員の紹介

第1分団	白木 俊正氏
第1分団	諸戸 章吾氏
第2分団	道藤 弘幸氏
第3分団	酒井 雅規氏
第3分団	服部 高経氏
第4分団	伊藤 真也氏
第5分団	森 啓介氏
第5分団	若松 義人氏
第5分団	白木 孝幸氏
以上9名	



人事異動のお知らせ

(平成24年5月1日)

町職員の異動についてお知らせいたします。

所 属 課	役職	氏名	前所属課
総 務 企 画 課	係 長	神 野 美紀恵	産業建設課
	主 事 補	寺 尾 匡 史	新規採用
産 業 建 設 課	主 事	伊 藤 麻 美	総務企画課
住 民 課	主 事 補	福 田 悟 子	新規採用

新規採用職員を紹介します



住民課
ふくだ さとこ
福田 悟子

5月から新たに木曽岬町役場に勤務させていただくことになりました福田悟子です。町民の皆さまや、この土地を訪れる方々のお役に立てるように努めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。



総務企画課
てらお まさし
寺尾 匡史

5月から新たに木曽岬町役場でお世話になる事になりました寺尾匡史です。町民の皆様との対話を第一に、住みよい町作りを担わせていただきます。どうぞお気軽に話かけてください。よろしくお願いいたします。

「自分のまちは、
自分で守る。」

新入団員 初めての訓練

本年度、木曽岬町消防団に新たに9名が入団し、さる4月8日(日)に規律訓練を実施しました。

当日は晴天に恵まれ、これからの消防団活動の基礎となる行動規律の習得を中心とした訓練を、長島木曽岬分署 市川分署長の指導のもと、新入団員を始めとして全員が緊張感を持って真剣に取り組み、大変活気あふれる訓練となりました。

全町で農地・水保全管理事業が始まります！

(平成24年度から平成28年度)

農地・水保全管理事業とは、良好な農村環境の形成や環境を重視した農業生産の取組を向上させるため、農用地・水路・農道の草刈り、水路の泥上げ、集落周辺の清掃活動を共同作業で実施することにより、施設の保全と質的改善をはかり農業が本来有する多面的機能や自然循環機能を維持・増進しようとするものです。

事業は、平成24年度から平成28年度までの5年間の事業期間で、

設立総会で行われた実務研修会



出会いによる水路の泥上げ



道路・水路周辺の清掃活動



コスモスによる景観対策



木曾岬町の取組みは、町内の農業振興地域450haのうち約400haの地域が事業を実施し、三重県下でもトップクラスの大きな事業体となっています。事業費は国・県・町の

予算で賄われ、年間総額16,000千円の事業費、事業期間5年間では関連事業費などを見込むと1億円を超える規模の事業を予定しています。

木曾岬町で農村の環境を守ることは、私たちの生活環境を守ることです。地域の環境を守るために農家や土地改良区の組合員が動き始めました。地域に生活する私たちもごみ拾いや公共空間の除草など、身近な環境美化に努めてこの

事業を強く支援していきたいと思っています。皆さまのご協力をお願いします。

木曾岬町農地・水・環境保全組織が設立されました

平成24年4月27日に、農地・水保全管理事業に参加する集落の代表者により、「木曾岬町農地・水・環境保全組織」が設立され、町長に認定申請書を提出しました。

各集落の活動に対して、集落住民が地域の資源を適切に保全管理していくために、木曾岬町ならびに木曾岬町土地改良区が全面的にサポートしていきます。

6月は

「環境月間」です

身近なごみ処理の現状について考えてみよう

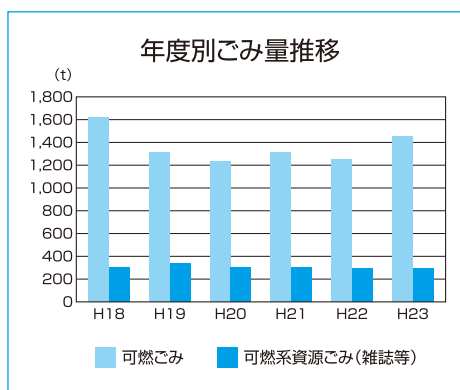
●ごみの処理方法

木曾岬町では、一般家庭および事業所から排出されたごみを桑名広域清掃事業組合の清掃工場「リサイクルの森」に搬入し、可燃ごみをRDF(ごみ固形燃料)化しております。ここで作られたRDFは、隣接する三重ごみ固形燃料発電所に搬入し、燃料として有効利用し、再び皆さんの家庭や事業所、リサイクルの森の電力として使用しています。平成22年度実績では、木曾岬町の可燃ごみの年間排出量1,272tから782tのRDFが作られ、1,031千KWhが発電されました。

また、粗大ごみのうち再利用可能な家具はリサイクルの森で修理・整備して希望者に安価で販売するとともに、プラスチック製容器包装ごみ(プラごみ)や缶類などは有価物として再資源化をはかっています。

●ごみの排出量

雑誌や段ボール、布類などの可燃系資源ごみ回収量はほぼ横ばいであるのに対し、生ごみなどの可燃ごみ量は増加しました。



●ごみを出す際のお願い

①生ごみは水切りをしてください

水分を多く含んでいるとRDF化に余分な熱量が必要となり効率が悪くなります。

水切りを十分に行うのはもちろん、生ごみ処理機を使うなど減量化をはかってください。

②分別を徹底してください

特に不燃ごみや長いもの（50cm以上のひもやロープ等）は絶対に可燃ごみに入れないでください。破袋機の故障の原因となります。また、現在でも可燃ご

7月の日曜役場について

7月9日に外国人登録制度が廃止されます。

これにともなって窓口の電算システムが停止しますので、7月8日の日曜役場は開設しません。

大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

●この記事に関する問合せ先

役場住民課

☎ 68-6103

③できるだけ資源ごみや廃品回収に出してください

可燃ごみをRDF化して有効利用していても資源ごみとして出した方が環境への負荷や処理費用は少なくすみます。毎月第4日曜の資源ごみ回収や、子ども会などが実施している廃品回収に出すようにしてください。

みの中に多くのプラごみが含まれています。プラごみは有価物として売却できますので、きちんと分別してください。

国民年金保険料の免除などについて

国民年金には、所得が少なく保険料を納めることが困難な場合に、本人の申請によって保険料納付が免除される「保険料免除制度」があります。この制度は、本人とその配偶者および世帯主の前年の所得が一定基準以下の場合に承認され、保険料の全額が免除される「全額免除」のほかに、世帯の所得に応じて保険料の一部を納付して残りが免除される「一部納付」があります。「一部納付」は1/4納付、1/2納付、3/4納付の3種類です。

また、世帯主の所得が多いため保険料免除に該当しない場合でも、30歳未満の若年者については本人および配偶者のみの所得で審査して基準を満たせば、保険料の納付が猶予される「若年者納付猶予制度」があります。

平成24年7月から平成25年6月までの免除等の申請は、7月1日から受付を開始します。また、前年（平成23年7月から平成24年6月）分の申請は、7月末日までとなります。

●免除の所得基準

種類	審査の対象	所得の基準
全額免除	本配世帯 人者主	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円
一部納付	本配世帯 人者主	4分の1納付の場合 78万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 2分の1納付の場合 118万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等 4分の3納付の場合 158万円+扶養親族等控除額+社会保険料控除額等
若年者納付猶予	本配世帯 人者主	(扶養親族の数+1)×35万円+22万円

●問合せ先

役場 住民課

☎ 68-6103

後期高齢者医療制度 のお知らせ

被保険者証について

被保険者証が変わります

新しい被保険者証は《若草色》

平成24年7月下旬に、ご自宅に郵送（簡易書留）させていただきます。

ピンク色の被保険者証は、平成24年8月1日以降は使用できませんので、必ず新しい被保険者証で受診してください。

保険料について

保険料は、被保険者一人ひとりに対して計算します。（夫婦の場合も別々の保険料になります。）

保険料額および納付方法は7月中旬頃に木曾岬町役場から通知します。

●保険料の計算方法

保険料額は被保険者全員が定額を負担する「均等割額」と、その方の所得に応じて負担する「所得割額」の合計額になります。

※平成24年度から保険料が改定され、新保険料になります。

均等割額 39,120円
+
所得割額 (総所得金額等-33万円) ×7.55%
年間保険料額 (限度額55万円)

●保険料の軽減措置

◆所得の低い世帯に属する方に対する軽減

【均等割の軽減】

所得が低い世帯に属する方は、左記の基準により均等割額が軽減されます。

同一世帯の被保険者および世帯主の総所得金額等の合算額	軽減割合	軽減後の額
33万円以下であって被保険者全員の年金収入が80万円以下（その他各種所得がない）	9割	3,912円
33万円以下	8.5割	5,868円
33万円+世帯主を除く被保険者数×24.5万円以下	5割	19,560円
33万円+被保険者数×35万円以下	2割	31,296円

【所得割の軽減】

基準所得金額（所得割の計算の基礎となる総所得金額等133万円）が58万円以下の場合、所得割が5割軽減されます。

◆後期高齢者医療制度に加入する前日に被用者保険※の被扶養者であった方に対する軽減

被保険者均等割額を9割軽減し、所得割は賦課しません。

※被用者保険とは、協会けんぽ、企業の健康保険組合による健康保険、船員保険、公務員の共済組合などのことをいい、市町国民健康保険及び国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の減免、徴収猶予

災害に遭われた場合や生活困窮により保険料の納付が著しく困難な方（おおむね生活保護基準に準じる程度の場合）は、申請を行っていただくことにより、保険料の減免や徴収猶予の措置を受けることができる場合があります。

●保険料の徴収

保険料の徴収方法は、原則とし

て特別徴収（年金からの天引き）となります。ただし、年金の受給額が年額18万円未満の方や、介護保険料と後期高齢者医療保険料を合わせた1回あたりの天引き額が、年金の1回あたりの支給額の1/2を超える場合、また、2月支払の年金から天引きされていない方は、納付書や口座振替などで納付していただく普通徴収となります。

◆納付方法を年金天引きから口座振替へ変更できます。

口座振替への変更をご希望の方は申請が必要です。

なお、申請の時期により、口座振替への変更時期が異なります。



外来診療における高額療養費の外来現物給付化

外来診療を受けた場合に医療機関ごとの窓口での支払いを自己負担限度額までとすることができ

●自己負担限度額（1ヶ月当たり）

区 分	自己負担 限 度 額	医療機関の窓口で 提 示 す る も の
住民税 非課税世帯の方	8,000円	被保険者証＋ 限度額適用・標準負担額減額認定証
住民税 課税世帯の方 （1割負担）	12,000円	被保険者証
住民税 課税世帯の方 （3割負担）	44,400円	被保険者証

●対象となる医療機関等

保険医療機関、保険薬局、指定訪問看護事業者などで受けた保険診療となります。（柔道整復、鍼灸、あん摩マッサージの施術は対象外です。）

「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、役場住民課に申請をしてください。

後期高齢者健康診査について

平成24年6月下旬から受診券などを後期高齢者医療広域連合から順次送付します

●対象者

平成24年8月31日までに被保険者になれる方

●送付時期

4月末時点の被保険者
↓ 6月下旬発送
5月～7月中に被保険者となる方
↓ 8月下旬発送
8月中に被保険者となられる方
↓ 9月下旬発送

●受診期間

平成24年7月から平成24年11月末までの間
（木曽岬町保健センターでは、8月22日から24日）

●受診場所

病院・診療所など

●受診方法

受診券などをご覧ください。

●自己負担額

住民税課税世帯の方 500円
住民税非課税世帯の方 200円

後期高齢者医療費通知について

平成25年3月下旬に医療費通知を後期高齢者医療広域連合から送付します

●目的

実際にかかった医療費の総額（10割）をお知らせし、ご自身で内容を確認していただくことにより、医療と健康に対する意識の向上と、今後の健康管理にお役立ていただくことを目的としています。

●対象者

平成24年1月1日から平成24年12月31日の間に療養を受けられた方

●不要な方

医療費通知を不要とされる方は、平成25年1月31日までに左記のお問合せ先にご連絡ください

●問合せ先

三重県後期高齢者医療広域連合事業課 被保険者証・保険料関係
☎059-221-6883
高額療養費・健康診査・医療費通知関係
☎059-221-6884
役場 住民課 ☎68-6103

ふとん洗濯サービスのご案内

清潔なおふとんでグッスリ睡眠
洗浄・すすぎ・脱水そして乾燥・消毒により汚れやダニもきれいにとれる寝具洗濯サービスをご利用ください。

●申込方法

「申請書」を役場福祉健康課へお出しください。

●申込期限

6月29日（金）

●実施は

7月中に業者がお宅へお伺いして布団をお預かりし、おおむね1週間以内にお届けします。なお、お伺いする日時は、業者から連絡します。

※代わりのお布団が必要な場合は、有料で貸し出しもあります。

●対象寝具

①掛け布団・敷き布団・毛布
②マットレス・ベットパット・掛け布団・毛布
③マットレス・ベットパット・掛け布団・敷き布団・毛布

※羽毛布団などご利用いただけません。

●利用料

- ①の場合 680円
- ②の場合 890円
- ③の場合 1,100円

●申込みおよびお問合せは

役場 福祉健康課

☎ 68-6104

このサービスを利用できるのは
在宅で次のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上の一人暮らしの方
- ② 介護認定を受けた方
- ③ 心身障がい児（者）で衛生管理が困難な方

グリーンカーテン用 苗木無料配布」 盛況におわりました

さる5月13日（日）役場車庫において、グリーンカーテン用苗木（ゴウヤ、ヘチマ、アサガオ、フウセンカズラ）1400本の無料配布を行いました。

町では、環境にやさしいまちづ

●問合せ先

役場 住民課 ☎ 68-6103



くり」を推進するため「身近にできることからチャレンジ」をキーワードに昨年度からグリーンカーテン事業の普及に取り組んでいます。本年度はこの事業の一環として、町内のJ A 木曾岬温室部会の方々に苗づくりをお願いし、この度無料配布を行ったものです。

当日は、200名余の方々にお越しいただき、用意した1400本の苗木は1時間余でなくなる程の盛況で終わりました。

町では、昨年に続き「グリーンカーテン補助事業」も実施していますので、皆さまぜひご活用ください。グリーンカーテン補助事業に関しては、役場 住民課までお問い合わせください。

人権擁護委員の方々に 対し感謝状・委嘱 状が交付されました

さる4月10日（火）役場福祉・教育センターにおいて本年3月に人権擁護委員を勇退された柴田恭子さん、および4月より新しく委員として委嘱された大橋光則さんに対し感謝状の授与式ならびに委嘱状の交付式が行われました。

当日は、加藤町長立ち会いの下、津地方法務局 桑名支局長が法務大臣からの感謝状を柴田さんに授与され、続いて委嘱状を大橋さんに交付されました。

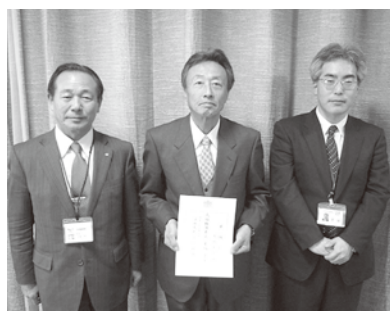
人権擁護委員は、法務大臣からの委嘱業務であり、日常生活の中で人権尊重思想の普及高揚をはかることを目的に人権擁護委員法に定められた厳格な委員であります。

柴田恭子さんは、この委員を平成18年4月から平成24年3月までの2期6年間にわたりつとめられました。この間、町内での人権啓発活動はもとより、北勢地域人権擁護委員協議会や三重県人権擁護委員協議会の役員も歴任されるなど人権事業の推進に大変尽力され

ました。

また、本年4月より新しく人権擁護委員として委嘱されました大橋光則さんには人権事業の啓発や推進にご尽力をいただきますので皆さまよろしく願います。

町といたしましても人権擁護委員の皆さま方とともに、本年度も人権映画の上映や人権講演会などの人権事業を推進して参りますので、多くの方々のご参加をお願いします。



法務大臣からの委嘱状が交付された
大橋光則さん（写真中央）



法務大臣からの感謝状が授与された
柴田恭子さん（写真中央）

生活の 21情報

応急手当普及員講習会

開催のお知らせ

●実施日時

7月23日(月)、24日(火)
午前9時～午後5時30分
※両日とも受講が必要

●実施場所

桑名市大字江場7番地
桑名市消防本部(2階研修室)

●申込方法

下記問合せ先に電話にて申し込んでください。

なお、当日普通救命講習修了証を持参ください。

●受付期間

7月2日(月)から7月20日(金)まで
(土、日、祭日を除く午前8時30分より午後5時まで)

●定員

30人(定員になり次第、受付を締め切ります)

●受講料 無料

●対象

普通救命講習修了者(受講してから

3年以内)であり、グループ活動などで応急手当の指導を行っていた方

●講習内容

心肺蘇生法を中心とする応急手当の方法と指導要領

●認定証

一定のレベルに達すると技能認定証(3年間有効)が交付されます。

受講上の注意事項

- 1 筆記用具を持参してください。
- 2 服装は動きやすい服装、靴でお越しください。
- 3 講習時間に遅刻、早退した場合は講習終了とは認められません。
- 4 食事は各自でご用意ください。車での外食は原則できません。尚、ゴミは各自お持ち帰りいただきますようご協力ください。
- 5 交通手段は、できるだけ公共交通機関の利用にご協力ください。

●問合せ先

桑名市消防本部・防災指導課
☎0594-24-5297



平成24年度 財団法人三重県下水道公社 下水道排水設備工事責任技術者試験のお知らせ

●試験日時

平成24年11月14日(水)
午後1時から

●試験会場

三重県総合文化センター
津市一身田上津部田1234

●申込書備付期間

平成24年7月2日(月)
～8月31日(金)

●申込受付期間

平成24年7月2日(月)
～8月31日(金)

(当日消印有効)

●問合せ先

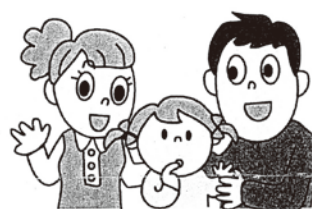
三重県下水道公社 排水設備担当
☎0598-53-2331
※三重県下水道公社ホームページ
ドレス
<http://www.mie-kousha.or.jp/>

家庭裁判所調査官

「子どもの気持ちを聴く」

近年、離婚後に父母が子どもとどのように関わるかをめぐって対立するこ

とが増えていきます。子どもの福祉に沿った解決を図るためには、子どもの気持ちを理解することが必要です。



家庭裁判所調査官は、家庭裁判所の家事調停や家事審判などの手続きにおいて、心理学、社会学、教育学などの行動科学の知識や技法を活用し、子どもに会ってその気持ちを聴くなどして、子どもの福祉に配慮した適切な解決がなされるように活動しています。



早ければ平成25年1月にも施行される家事事件手続法には、調停や審判の手続きにおいて、子どもの意思を把握するように努め、その意思を考慮しなければならぬ旨が定められています。「子どもの気持ちを聴く」という家庭裁判所調査官の役割は、今後ますます重要になっていくものと考えられます。

「子どもの人権110番」強化週間について

平成23年度中における法務省の人権擁護機関が救済手続を開始した人権侵犯件数は、22、168件であり、対前年比で472件(2.2%)増加しました。

事件の特徴的な動向をみると、児童に対する暴行虐待が対前年比12.2%増加し865件、学校における「いじめ」に関する件数は対前年比21.8%増加し、3,306件と過去最高となりました。

このような子どもをめぐる種々の人権問題の解決を図るための取組を強化することを目的に、今年度も全国一斉「子どもの人権110番」強化週間が実施されます。

この期間中、津地方法務局では「子どもの人権110番」を開設しますので、どうぞご利用ください。



●強調週間

平成24年6月25日(月)

～7月1日(日)までの7日間

●時間

午前8時30分～午後7時まで

※ただし、土曜日・日曜日は午前10時～午後5時まで

●開設場所

津地方法務局 「子ども人権110番」

☎0120-0007-1110

(全国共通フリーダイヤル・無料)

●問合せ先

津地方法務局人権擁護課

☎059-2228-4193

特別支援学校 聖母の家学園

『教育・生活支援センターふれあい』第2回 支援センター学習会のお知らせ

●概要

内容 講演会

『親子でステップアップ

～地域で豊かに暮らす～』

開催日 平成24年7月7日(土)

会場 四日市市勤労者・市民交流センター本館

(四日市市中央緑地公園内)

時間 午後1時20分～3時20分

(開場 午後1時)

講師 社会福祉法人あおぞら共生会

副理事長 明石洋子さん

明石徹之さん

●対象者

障がい児・者のご家族、支援者、地域関係者など

●参加費

700円 託児料300円

●申込締切

平成24年6月29日(金)

●申込み

本文に、活動名・参加者名(人数)・連絡先・所属先をご記入の上、メールまたはファックスでお願いします。

メール info@seibonoe-gakuen.ac.jp

FAX 059-321-4513

※メールの場合は、件名に「支援センター学習会申込み」と必ずご記入ください。

聖母の家学園 教育・生活支援センターふれあい
支援センター担当 山下達也
〒510-0961 四日市市波木町398-1
☎059-321-4502
FAX 059-321-4513
メール info@seibonoe-gakuen.ac.jp

●問合せ先

三重県社会福祉協議会

☎059-2227-5160

ホームヘルパー2級講習の受講者を募集します

●趣旨

離職者等を対象に、就労支援と福祉人材の確保を目的として、年3回実施します。

●期間

平成24年7月5日～9月6日

●受講場所

三重県社会福祉会館(津市桜橋)ほか

●応募要件

三重県に住居登録している満65歳未満の方

●募集定員

50名(応募者多数の場合は抽選)

●募集期間

6月1日～6月25日(必着)

●受講料

無料(但しテキスト代など一部自己負担有り)

●問合せ先

三重県社会福祉協議会

☎059-2227-5160

STOP! 不法電波

電波利用環境保護周知啓発強化期間 6月1日～6月10日

◆電波の利用には、原則免許が必要ですが。

◆外国規格の無線機は国内で使用できません。

◆無線機の使用には
技適マークの確認を!



【技適マーク】

●問合せ先

総務省東海総合通信局

不法無線局の相談

☎052-971-9107

テレビ等の受信障害の相談

☎052-971-9648

梅雨の時期、 雨を楽しんでみてはいかがでしょう

“6月と言えば、雨” “雨と言えば、なんとなく元気が出ない” と言ったイメージを持たれる方もあることと思います。私も、傘をさして外を歩くと服が濡れて「いやだな」と思ってしまいます。この時期は「梅雨の時期」で、雨が降り続き、部屋で過ごす時間が多くなりがちですね。

しかし、こんな風に思っているのは、どちらかというと私たち大人ではないでしょうか。「梅雨の時期」という言葉も、私たち大人が使っていますが、子どもは、「なぜ、梅雨って言うの?」と本当は聞きたいところではないでしょうか。

改めて、雨について考えてみてはいかがでしょう。

まずは、「梅雨」という言葉ですが、これは、「ちょうど梅の実が熟す頃に雨が降る事からつけられた」と言われています。身近に、梅の木があるところでは、代々、その季節になると聞かされてきた話かもしれませんが、そのようなことも少なくなったように思います。私も、大人になってから、本で知りました。

子どもたちは、どんな時でも、どんな天気でも外へ出て遊びたいと思うものです。私も、小さい頃、傘をさして、水たまりを見つけては、ジャブジャブしてみたり、水たまりから水路を伸ばして人工の川を作って流れを楽しんだりしたものでした。

小さい頃ほど、そうした気持ちは強いと思います。自分で傘を持てるようになると、自慢げに傘を持てはしゃぎたくなる時期ではないでしょうか。

思い切って、子どもと傘をさして、外へ出てみてはいかがでしょう。危険のない場所で、じっと雨を見てみると、葉っぱに落ちる雨の様子（降り方）、葉っぱの上の生き物の様子、傘や地面にあたる雨粒の音など、子どもなりの発見があったり、「どうして、水が空から落ちてくるの?」といった自然現象への関心が出てきたりするのではないのでしょうか。

そんな時、部屋に戻って、“雨” にちなんだ絵本などを親子で読んでみる機会を持っていただくというのはいかがでしょう。さらに、言葉や絵を通じて、“雨” との楽しい出会いが深まるのではないのでしょうか。実際、雨は恵みの雨でもあります。森を育て、作物を实らせる重要な働きがあります。

教育委員会 だより

問合せ先
教育委員会 ☎68-1617

“雨や傘”を
テーマとした絵本を
数点紹介してみたいと
思いますので、
ご参考にしてください。

『雨、あめ』

「雨が降ったら何して遊ぶ?」という子どもの気持ちに寄り添う内容です。

『しずくのぼうけん』

「雨はどうして降るの?」という子どもの問いに寄り添う内容です。

『あめぽったん』

雨の日のうっとりしい気分をなんとなく明るくしてくれます。

『あめのひつてすてきな』

主人公が、雨の日を楽しむ様子が描かれています。



伊藤慎一郎さん、 全国大会へ!

4月26日(木)に全国大会出場に伴う激励金の交付が役場町長室で行われ、“第60回全日本都道府県対抗剣道優勝大会(会場:大阪市中央体育館)”に出場される伊藤慎一郎さん(富田子)に加藤町長から激励金が授与されました。

伊藤さんは中京大学の剣道部に所属しており、2月に開催された全日本都道府県対抗剣道大会出場選手予選会で優勝したため、全国大会へのキップを手にしたものです。

第35回町内 ソフトボール大会結果報告

4月15日(日)、鍋田川グラウンドを会場として木曾岬町体育協会主催による“町内ソフトボール大会”が開催されました。

今大会は、男子の部に8チーム、女子の部に3チームが参加のもと白熱した試合が繰り広げられ、男子の部では、強打を誇った『しらさぎ』が、女子の部では、初出場の『チェリースピリッツ』がそれぞれ優勝の栄冠に輝きました。

なお、試合結果は次のとおりです。

【試合結果】 男子の部 優勝：しらさぎ
準優勝：K's
女子の部 優勝：チェリースピリッツ
準優勝：木曾岬中学校

→男子の部
優勝：しらさぎ



←女子の部
優勝：チェリースピリッツ



スポーツを通じて地域交流を! 第6回桑名ふれあい球技大会

5月20日(日)桑名市多度町内の各会場において、“第6回桑名ふれあい球技大会”が開催されました。

本大会は桑名郡市から選出された委員で構成する桑名ふれあい実行委員会が主催するもので、スポーツを通じた桑名地域の交流イベントとして毎年開催されているものです。

今年は天候にも恵まれ、屋内外の全8種目(軟式野球・ソフトボール男子・ソフトボールシニア・グラウンドゴルフ・テニス・バレーボール女子・バドミントン・卓球)が開催され、大勢の参加者のもと各競技とも白熱した試合が繰り広げられました。



毎月5日は、「青少年の日」です

●青少年の日

「青少年の日」は、三重県青少年健全育成条例第9条で、「県民一人ひとりが、互いにそれぞれの立場から、青少年の健全な育成について、話し合い、協力して青少年健全育成のための活動に努めるものとする。」と規定されています。

合法ハーブ=ゲートウェイドラッグ

合法とは、「麻薬及び向精神薬取締法」で規制されていないということであり、法律で認められていることではありません。

近年、「合法ハーブ」「お香」「アロマ」などと称して販売されている商品の中には、麻薬や薬事法上の指定薬物など法律で禁止されている薬物（以下「規制薬物」という。）の含有が明らかとなった商品や規制薬物などに極めて類似する成分を含有する商品が多数あり、これらの商品に起因する意識障害、嘔吐、痙攣、呼吸困難などの健康障害が全国的に広がっています。

規制薬物が含有されていることがあり得るので、使用は危険です。



警察署コーナー



■桑名警察署
■木曽岬駐在所

☎(0594)24-0110
☎65-3635

～ 薬 物 乱 用 ～ 「ダメ。ゼッタイ」

薬物乱用は、あなたの心と身体を破壊します。

覚せい剤を始めとする薬物の乱用は、中枢神経を破壊し脳の正常な発達を止めてしまいます。

脳のほかにも、身体的主要な器官に深刻な悪影響をおよぼし、最悪の場合は、死にいたりします。

●乱用されている主な薬物

- 覚せい剤 {別名} エス、スピード、アイス、シャブ
- 大 麻 {別名} ハッパ、マリファナ、チョコ、ハシッシュ
- MDMA {別名} エクスタシー、バツ、タマ
- シンナー {別名} アンパン、純トロ、純トル

●子どもの薬物乱用が深刻、正しい知識を教えましょう

- 薬物は有害、危険なもので、ダイエット効果などは全くないことを教えましょう。
- 誘いには決して乗らないように、はっきり「NO!」といえる力をつけましょう。

●誘いの手口にだまされないために

- 甘い誘い言葉に要注意！
- 薬物の呼び名に要注意！
- 街頭での無差別販売や携帯電話、インターネットを利用した誘いに要注意！

～ 来日外国人を雇用する事業主などの皆さんへ ～ 不法就労防止にご協力ください

外国人を雇用しようとする場合は、適法に働くことができる外国人であるかどうか、パスポート、資格外活動許可書、就労資格証明書(希望する外国人に交付)などで、在留資格・在留期間を確認するようにしてください。

不法滞在や不法就労に関する情報があれば、桑名警察署、管轄する交番、駐在所までお知らせください。

就労が認められていない外国人を雇用すれば処罰されます。

●桑名警察署 ☎0594-24-0110

町内	件数	10件 (51件)
4月の交通事故	死者数	0人 (0人)
()…平成24年累計	負傷者数	0人 (4人)

気をつけよう! 夏に増える食中毒

厚生省に報告のあった食中毒事件だけをみても、家庭の食事が原因の食中毒が全体の20%近くを占めていると言われています。症状が軽かったり、発症人数が少ないことから、風邪や寝冷えなどと思われ報告されないこともしばしば、食中毒には、細菌性食中毒（O157・サルモネラなど）、化学性食中毒（洗剤などの物質混入）、自然毒性食中毒（きのこ、ふぐなど）がありますが、全体の90%程度、細菌性食中毒が占めています。

細菌は肉眼では見えませんが、しかし目に見えなくとも簡単な方法をきちんと行えば細菌による食中毒を予防することができるのです。

家庭での発生は、1人1人の心構えと努力が大切。見た目のきれいよりも衛生的であることに心がけましょう。

食中毒予防の三原則

**付けない・増やさない
やつつける**

これらのポイントをきちんと行い、家庭からの食中毒をなくしましょう。

それでも、もし、お腹が痛くなったり、下痢をしたり、気持ち悪くなったりしたら、かかりつけのお医者さんに相談しましょう。

家庭でできる 食中毒予防の6つのポイント

point 1
食品の購入

消費期限などの表示をチェック!

肉・魚はそれぞれ分けて包む

寄り道しないでまっすぐ帰ろう

point 2
家庭での保存

帰ったらすぐ冷蔵庫へ!

入れるのは7割程度に

冷蔵庫は10℃以下に維持

冷凍庫は-15℃以下に維持

肉・魚は汁がもれないように包んで保存

point 3
下準備

冷凍食品の解凍は冷蔵庫で

タオルやふきんは清潔なものに交換

ゴミはこまめに捨てる

こまめに手を洗う

生肉・魚を切ったら洗って熱湯をかけておく

井戸水を使っていたら水質に注意

生肉・魚は生で食べるものから離す

野菜もよく洗う

包丁などの器具、ふきんは洗って消毒

point 4
調理

加熱は十分に（めやすは中心部分の温度が75℃で1分以上）

台所は清潔に

作業前に手を洗う

電子レンジを使うときは均一に加熱されるようにする

調理を途中で止めたなら食品は冷蔵庫へ

point 5
食事

食事の前に手を洗う

盛り付けは清潔な器具、食器を使う

長時間室温に放置しない

point 6
残った食品

時間が経ち過ぎたり、ちよつとも怪しいと思ったら、思い切って捨てる

作業前に手を洗う

手洗後、清潔な器具、容器で保存

温めなおすときは十分に加熱する（めやすは75℃以上）

早く冷えるように小分けする

食中毒の3原則 食中毒菌を「付けない、増やさない、やつつける」

厚生労働省

■ぜったいにしてはいけないこと!

- 素人判断で下痢止めや吐き気止めを飲まない
 - かぜと似た症状の場合も勝手に判断してかぜ薬を飲まない
- ※いずれもかえって悪化させる危険があります



■応急手当

- 安静にさせる
- 嘔吐があるときは、洗面器などにそのまま吐かせる（ただし嘔吐物の処理には十分注意!）
- 嘔吐や下痢が激しいときは、水分を補給して脱水症状を防ぐ
- 寒がるときや手足が冷えているときは、あんかや湯たんぽで暖める
- 熱があるときは氷まくらをあてる



■お医者さんに報告

- どんな症状があるか
- 嘔吐物やふん便の詳しい様子
- いつ、どこで、何を食べたか
- 一緒に食事をした人に同じ症状があるか
- 食べたものの残りがあれば持参する（直接さわらないように注意）
- ペットとの接触の有無…など



メモに書いておくと、慌てたり忘れたりせずに報告できます!

歯にやさしいおやつ作り



親子で楽しくクッキングしながら、幼児期に必要な栄養やおやつのポイントについて学びましょう。

- 日 時／6月27日(水) 午前10時～
- 場 所／保健センター
- 対 象／1歳～4歳の子どもの持つ保護者
- 定 員／20組(当日は託児あり)
- 参加費／1組200円
- 持ち物／エプロン、三角巾、布巾、器、子どもスリッパ

- 申込方法／6月20日(水)までに
役場 福祉健康課(68-6104)管理
栄養士または子育てサロン保育士ま
で
お電話もしくは窓口までお申し込み
ください。
(定員になり次第締め切ります。)

税インフォメーション

平成24年度個人町県民税(住民税) についてのお知らせ

所得税(国税)の税制改正に伴い、個人の町県民税(住民税)でも扶養控除などが平成24年度から見直しされました。税額が昨年までと大きく変わる場合があります。

扶養控除の見直し

◎年少扶養控除の見直し

年少扶養控除(16歳未満の扶養親族)に係る扶養控除(33万円)が廃止されました。

※年少扶養親族に係る扶養控除の廃止後も町県民税(住民税)の非課税限度額に変更はありません。

◇所得割と均等割がかからない人

①障害者・未成年者・寡婦(寡夫)で、前年中の合計所得が125万円以下の人

②生活保護法によって生活扶助を受けている人

◇均等割がかからない人：前年中所得が以下の計算金額以下の人

280,000円×(1+扶養人数)(+168,000円 注1)

注1：168,000円は扶養人数がある場合のみ

◇所得割がかからない人：前年中所得が以下の計算金額以下の人

350,000円×(1+扶養人数)(+320,000円 注2)

注2：320,000円は扶養人数がある場合のみ

◎特定扶養控除の上乗せ部分の廃止

特定扶養親族(16歳以上23歳未満の扶養親族)は16歳以上19歳未満の扶養親族に限って、扶養控除の上乗せ部分が廃止され、扶養控除額が33万円になりました。

扶養親族の年齢	改正前 (平成23年度まで)	改正後 (平成24年度から)
16歳未満	33万円	0円
16歳以上 19歳未満	45万円	33万円
19歳以上 23歳未満	45万円(変更なし)	
23歳以上 70歳未満	33万円(変更なし)	
70歳以上	同居老親等 同居老親等以外	45万円(変更なし) 38万円(変更なし)

同居の特別障害者に対する障害者控除の見直し

扶養親族または控除対象配偶者が同居の特別障害者である場合において、扶養親族または配偶者控除の額に23万円を加算する措置(同居特別障害者の特例措置)について、年少扶養親族に係る扶養控除の廃止に伴い、特別障害者控除の額に23万円を加算する措置に改められました。

お忘れのないように 保健衛生のコーナー

◆福祉健康課・保健センター／☎68-6104

教室・相談

音楽療法

- 日 時／6月11日(月)
午前10時30分～11時30分
■場 所／福祉教育センター集会室
■対 象／乳幼児とその保護者

すくすくひろば

- 日 時／6月14日(木)
午前10時30分～11時30分
■集合時間／午前10時～10時30分
■場 所／保健センター
■対 象／1歳6ヶ月から(全6回)
■持 ち 物／お子さん用コップ、
出席カード(2回目から)

カウンセリング (予約制)

- 日 程／6月14日(木)、7月5日(木)
■場 所／保健センター
■内 容／ことばや発達の支援、
カウンセリング

※希望者は、保健師まで

ブックスタート

- 日 時／6月27日(木)
■集合時間／午後2時30分～3時30分
■場 所／北部公民館
■対 象／7、8ヶ月の乳児と保護者
(H23.10月～11月生の乳児)

育児相談

(予約制)

- 日 時／7月6日(金)
午後1時30分～3時
■場 所／保健センター
■対 象／乳幼児と保護者
■持 ち 物／母子健康手帳
■内 容／身体計測、個別相談
※希望者は、保健師まで



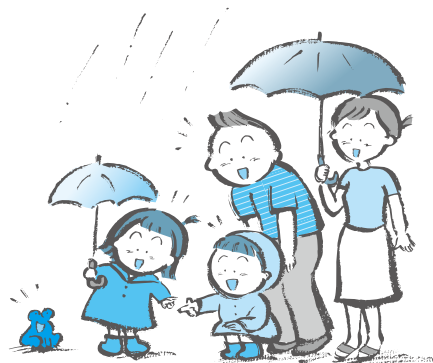
検 診

休日胃がん検診、 休日肺がん・大腸がん検診

- 日 時／6月10日(日)
午前8時30分～10時30分
■場 所／保健センター
■対 象／検診申込書にて、申し込みを
されている方

休日乳がん・子宮がん検診

- 日 時／6月10日(日)
午前9時～11時
■場 所／保健センター
■対 象／検診申込書にて、申し込みを
されている方



6 月 個 別 接 種

BCG

- 対 象／生後3ヶ月～6ヶ月までに

三種混合

- 対 象／生後3ヶ月～

MR(麻しん・風しん)

- 対 象／1期 12～24ヶ月までに
2期 5歳～7歳未満で就学前
の1年間に
3期 中学1年生に相当する者
4期 高校3年生に相当する者

二種混合

- 対 象／小学6年生

日本脳炎

- 対 象／3歳～

※体調のよいときに早めに計画し、受けま
しょう。

※お問い合わせは保健センター内こども相
談センター(☎68-6119)へ

6月前半の行事日程

- 6月 1日(金) のびのび指導室
■6月 7日(木) 1歳半・3歳児健診
集団フッ素塗布
(ウサギグループ)
■6月 8日(金) 育児相談(予約制)

※詳細は前月号または、町行事・健康カレ
ンダーをご覧ください。

救急医療情報

◆地域救急医療情報センター

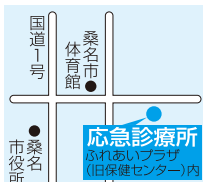
☎0594-23-1199

診察可能な病院を24時間体制で案内します。
医療機関の案内を受けたら診察の可否を病院へ確認して
受診してください。

◆桑名市応急診療所(桑名市ふれあいプラザ内)

☎0594-21-9916

- 診療科目／内科・小児科
●診 療 日／土曜・日曜・祝日
●診療時間／午前9:30～12:00
午後1:00～4:00
●土曜の夜間／午後8:00～10:00
※8月1日より平日夜間診療は休止しています。



子育て相談 専用電話

土・日・祝日を除くAM8:30～PM5:00

子育てに関する相談は

☎68-6119へ(6のハロー119番)

子育てサロン

- 利用できる日
月曜日の午前・午後
火曜日～金曜日の午前

6月の子育てサロンのお休み

6月4日(月)・8日(金)・18日(月)午後
土・日曜日および祝日

がん検診を 受けられた方へ

今回の検診結果に、「要精検」の
文字があった方は、医療機関で必ず、
早めに精密検査を受けてください。

女性の悩み相談

北勢福祉事務所の女性相談員による
電話相談・面接相談(無料)です。

☎059-352-0557

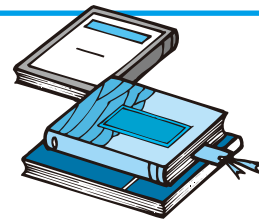
- 月曜日～金曜日
午前9時～午後3時45分
※祝日はお休み





図書室だより

北部公民館では、季節のミニコーナーを設置しております。
今月は下記のとおりです。皆さまどうぞご利用ください。



主な図書

前向きに生きるヒントが見つかる本

新着『百歳』

柴田トヨ

新着『くじけないで』

柴田トヨ

新着『日野原重明一〇〇歳』

日野原重明

新刊『100歳の金言』

日野原重明

新着『夜回り先生 いのちの授業』

水谷修

新着『尾木ママの「凹まない」生き方論』

尾木直樹

主な
児童図書

あめふりのほん

新着『あめあがりのカピバラくん』

たなかしんすけ

『なきすぎてはいけない』

内田麟太郎

『あめふりのおおさわぎ』

デイビッド・シャノン

『あめのもりのおくりもの』

ふくざわゆみこ

『あめ じゃあじゃあ』

イ・ミエ

『どうしたらいい、ブルーカンガルー？』

エマ・チチェスター・クラーク

教育関連施設開館日のお知らせ

町 体育館

体育館シューズを持参の上、お越しください。

◎一般開放日

卓球、バドミントンなど、道具の貸し出しを行っています。
自由に使用できます。

10日(日) 午前9時～午後4時

24日(日) 午前9時～正午

◎軽スポーツ教室

スポーツ推進委員による軽スポーツ教室を行います。
インディアカやドッジボール、卓球などを実施しております
のでぜひ体育館へお越しください。

24日(日) 午後1時～4時

文化資料館

◎開館日

毎週日曜日

午前9時～午後4時



北部公民館

◎開館日

火～日(祝日を除く)

午前8時30分～午後5時

家庭ごみ、資源ごみ収集日程

※収集日程については行事・健康カレンダーをご確認ください。

	A 地区	B 地区
対象地区	新加路戸・上加路戸・中加路戸・大新田・外平喜・近江島・西対海地・田代・脇付・雁ヶ地・福岡・上見入・東見入・下見入・辰高・上和泉・下和泉・中和泉・小和泉・小林・栄・中栄・第2栄	富田子・新富田子・東富田子・豊崎・川先・藤里台・西白鷺川・白鷺・源緑・下藤里・上藤里・松永・南栄・かおるヶ丘・なぎさ台
可燃ごみ	毎週月・木曜日 4日・7日・11日・14日・18日・21日・25日・28日	毎週火・金曜日 1日・5日・8日・12日・15日・19日・22日・26日・29日
不燃ごみ	毎月第1・第3水曜日 6日・20日	
プラスチック製容器包装	毎週水曜日 6日・13日・20日・27日	
粗大ごみ	毎月第2水曜日 13日	毎月第4水曜日 27日
資源ごみ	毎月第4日曜日 24日	

中部国際空港よりお知らせ

航空機騒音については
航空機騒音・テレビ電波障害相談室をご利用ください。

●電話／0569-38-7860(直通)(午前9時～午後6時)

●FAX／0569-38-7859

※時間外は留守番電話にて対応します。

家庭ごみ収集におけるお願い

※ごみ減量にご協力をお願いします。(資源ごみ、廃品回収をご利用ください。)

※生ごみなど水分の多いものは、水切りを十分に行ってください。

※プラスチック製容器包装は分別して専用のごみ袋に入れてください。

6月カレンダー

主な行事	場 所	時 間	備 考
1 金 •特設人権相談	福祉・教育センター	午前9時～11時30分	
2 土			
3 日 •町内一斉清掃	町内全域		
4 月 •延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
5 火 •献血	保健センター 湾岸さくらクリニック前駐車場	午前9時30分～11時 午後2時～4時まで	
6 水			
7 木			
8 金			
9 土 •インターナショナルデイ	木曽岬小学校	午前8時45分～	
10 日 •日曜役場	役場 住民課・税務課	午前8時30分～午後5時	
11 月			
12 火			
13 水			
14 木			
15 金 •町議会定例会初日（予定）	議場	午前9時～	
16 土			
17 日 •町内卓球大会	町体育館	午前9時～	
18 月			
19 火			
20 水 •町議会定例会一般質問（予定）	議場	午前9時～	
21 木			
22 金 •町議会定例会最終日（予定）	議場	午前9時～	
23 土			
24 日 •日曜役場 •軽スポーツ教室	役場 住民課・税務課 町体育館	午前8時30分～午後5時 午後1時～4時	
25 月			
26 火			
27 水			
28 木			
29 金			
30 土			

7月カレンダー

1 日			
2 月 •延長役場	役場 住民課・税務課	午後8時まで	収納・証明業務
3 火			
4 水			
5 木			

6月の納付

納付をお忘れなく！

- 住民税(7/2納期限) ……第1期分
- 水道料金・下水道使用料(7/2納期限) ……A地区
- 幼稚園授業料(6/15納期限) ……6月分
- 保育園保育料(6/27納期限) ……6月分

口座振替の方は振替不能とならないよう通帳の残高をお確かめください。

木曽岬町の人口と世帯数 5月15日現在

人 口	6,786人 (前月比－35)
男	3,455人 (前月比－14)
女	3,331人 (前月比－21)
世帯数	2,399世帯 (前月比－3)



●町のホームページ

<http://www.town.kisosaki.lg.jp/>

夜間・休日電話	68-8111
平日夜間17:15～翌日8:30／土・日・祝日・年末年始	
総務企画課	68-6100
産業建設課	68-6105
	68-6101 68-6106
税 務 課	68-6102
出 納 室	68-6107
住 民 課	68-6103
議会事務局	68-6108
福祉健康課	68-6104
教育委員会	68-1617

